

規制改革会議
貿易タスク・フォース

平成19年11月16日
外務省提出資料

1. 原産地証明制度の継続的見直しについて

規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）において、『EPAに基づく原産地証明制度について、利用者の視点に立った、真に「使い勝手のよい」制度とするため、例えば、原産地証明書の発給主体の多様化、発行手数料の軽減、発給処理期間の短縮、電子化など、その在り方を継続的に見直す』とされているところ、具体的にどのような見直しを行っているのか、体制、検討状況等についてご教示願いたい。

(回答)

原産地証明書の発給主体の多様化については、「使い勝手の良い」原産地証明制度とすることを念頭に、経済連携協定相手国との交渉の中でも、今後も積極的に検討してまいりたい。発行手数料の軽減、発給処理期間の短縮、電子化については、原産地証明書に関する国内手続きであるところ、関係法令を主管する経済産業省に照会願いたい。

2. 自己証明制度の導入について

(1) 上述の3か年計画において、『コンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入については、経済連携協定相手国との交渉を経て決まる合意事項であるところ、他の事項とのバランス等を考慮しつつ交渉の中で決めるべきものであるが、これらについての検討も積極的に進める。』とされているところ、これまでにどのような検討を行ってきたのか、ご教示願いたい。

(回答)

((1)(2)併せて回答)

「コンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入」については、現在自己証明制度を導入している国と EPA 交渉中であり、我が国側の自己証明制度そのものの不備によって相手国との交渉が頓挫することがないように、交渉相手国の主張を然るべく聴取しつつ、関係省庁とも緊密に連携ととして検討しているところである。なお、国内手続きについては、日本から輸出する貨物にかかる自己証明制度に関しては経済産業省において、日本に輸入する際の貨物の取り扱いに関しては財務省において検討されているものと承知している。

2. 自己証明制度の導入について

(2) 今後本格化することが想定される欧米先進国とのEPA交渉においては、欧米で主流となっている自己証明制度に対し、我が国として何かしらの検討を求められることは論を待たない。従って、所謂「市場アクセス」の議論と「原産地証明制度」の議論を混同することなく、特にコンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入に関して、必要な関係法令を整備し、我が国側の自己証明制度そのものの不備によって相手国との交渉が頓挫することのないよう準備すべき、と考えるが如何か。

(回答)

(1)の回答参照。